

底魚漁業規制のために発効準備の進む 北太平洋漁業資源保存条約

近年、底魚漁業が、脆弱な公海生態系に悪影響を及ぼしているとの懸念が示されている。それに応じて2006年に採択された国連総会決議(UNGA 61/105)は、底魚漁業規制のために各地域海洋に漁業管理機関を設立すること、また、2007年末までに暫定措置を採択し、実施することなどを求めた。

それを受けて、日本、韓国、アメリカおよびロシアは2006年に地域漁業条約について検討を始め、2007年には、北西太平洋を対象とする暫定措置が採択された。その後、2009年以降は、対象海域が北東太平洋に拡大され、対象種も拡大されるとともに、参加国も、中国、カナダ、フェロー諸島、台湾に拡大された。

最終的に、「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約(北太平洋漁業資源保存条約)」として、2011年に基本合意され、2012年2月24日に東京で採択された。この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存および持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、同委員会が定めた保存管理措置の実施を締約国に義務づけている。おおむね北緯20度以北の北太平洋の公海が対象であり、ツボダイ、キンメダイ、サンマおよびアカイカが主要対象魚であるこの条約は、4カ国の批准の後、180日で発効する。

北太平洋、とくに天皇海山漁場は、日本の遠洋底魚漁業にとって重要であるため、この条約の交渉段階から日本はリーダーシップをとってきている。実際、この条約海域での2008～2010年の日本の平均年間漁獲量は、ツボダイ＝7,672t、キンメダイ＝1,035t、サンマ＝1,152t、アカイカ＝4,489tであった。

日本において、この条約は、2013年4月に閣議決定され、6月の国会承認を経て、7月16日に受諾書が寄託された。締結は日本のみで、まだ発効していないが、発効に備えて準備会合が開催されてきている。2013年9月に高雄(台湾)で開かれた第5回準備会合においては、この条約の事務局を東京に設置することが全会一致で合意された。



半数以上が合法性の確認方法を把握せず
～グリーン購入法に基づく合法性確認の
実態アンケート結果まとまる～

地球・人間環境フォーラム、国際環境 NGO FoE Japan の2団体は「木材・木材製品の調達にあたっての合法性の確認に関するアンケート」を2013年に実施し、その結果を発表した。

アンケートの結果、「合法性確認を行っていない」と答えた国等機関が4分の1以上の26.7%にのぼり、さらに合法性を確認していると答えた国等機関の半分以上の55.4%が確認方法を把握していないことが明らかになった。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、国等機関に対して木材製品等を調達する際に合法性が確認されたものを使用することをうたっている。しかし、アンケートの結果から、現状のグリーン購入法に基づく合法性の確認の仕組みは表面的なものになっていることがわかる。

近年では欧米豪で違法に伐採された木材の取引を禁じる法律が導入され、先進諸外国の違法伐採対策が新たな展開を見せる中で、世界屈指の木材消費・輸入国である日本としても違法伐採対策を強化する必要性に迫られている。2団体では、実効性のある違法伐採対策を推進するため、国会議員、林野庁、環境省、外務省等の関係省庁、さらには関係業界団体、事業者、関心を持つ NGO/NPO 等に対して働きかけていく。

詳細はフェアウッド・パートナーズのウェブサイトでご覧いただけます。

◆本件に関するお問い合わせ◆

地球・人間環境フォーラム(坂本、飯沼)

TEL: 03-5825-9735 / FAX: 03-5825-9737

E-mail: info@fairwood.jp